

5-1 東日本大震災復興特別区域法

東日本大震災は、これまでに経験のない未曾有の被害であり、被災状況や復興の方向性が地域により様々で、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のためには地方公共団体の負担軽減と迅速な対応が必要であった。これらを踏まえて、震災から9か月後の平成23年12月14日に「東日本大震災復興特別区域法」(以下、「復興特区法」という。)が成立した。

福島県では、復興特区法第4条に基づき、県内の全市町村と県の連名で、県全域を計画区域とする「福島県復興推進計画(公営住宅)」を作成し、平成25年7月5日に認定を受けた。

連名で県全域の計画を作成し認定を受けることとしたのは、受けられる特例の有無、期間について、被災者が個々の市町村毎に特例の有無等を確認する必要を無くすこと、また、県営住宅が存する各市で特例の有無等が異なる不都合を無くすことにより、少しでも帰還の妨げとなる事象を除くためであった。

これにより、県内にある公営住宅において、公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例、公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮、譲渡対価の使途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることが可能となる特例を受けられることとなった。

5-2 東日本大震災復興交付金

復興特区法を根拠法として、平成24年1月16日に「東日本大震災復興交付金」(以下、「復興交付金」という。)の要綱が制定された。

復興交付金の交付対象は、基幹事業(5省40事業)と関連事業である効果促進事業等である。また、地方負担の軽減として以下の2点が挙げられる。

- ・ 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・ なお生じる地方負担は震災復興特別交付税により全額手当て

ただし、復興公営住宅整備事業等は家賃収入があることから、地方負担に対する震災復興特別交付税の交付対象からは除かれた。

執行の弾力化・手続きの簡素化として、以下の2点が挙げられる。

- ・ 市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等

に提出

- ・ 基金の設置、交付・繰越・変更等の手続きの簡素化

復興交付金の基幹事業(5省40事業)のうち、復興公営住宅の整備等に関連するものは、①災害公営住宅整備事業等、②災害公営住宅家賃低廉化事業、③東日本大震災特別家賃低減事業、がある。

福島県内において地震・津波の被害により居住していた住宅を滅失した人に対する災害公営住宅は、被災市町村が自ら事業主体となって整備しており、平成29年6月に2,807戸の整備を完了した。

5-3 福島復興再生特別措置法

災害公営住宅の入居者資格について、公営住宅法では「災害により滅失した住宅に居住していた」と定めている(公営住宅法第8条第1項、第17条第3項、第22条第1項)。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故(以下、「原発事故」という。)に伴う避難指示区域に居住していた人の住宅は、「災害により滅失していない」場合が多数であり、これらの人々の居住の安定を確保するためには、復興公営住宅の入居者資格について読み替えの規定が必要であった。

原発事故に伴う原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて推進することを目的とした「福島復興再生特別措置法」(以下、「福島特措法」という。)が、復興特区法の成立から3か月半後の平成24年3月30日に成立した。

この福島特措法において、復興公営住宅の入居者資格の特例が定められ、「特定帰還者」向けの復興公営住宅の整備に道が開かれた(第27条～第29条)。

5 - 4 福島再生加速化交付金 (長期避難者生活拠点形成)

福島特措法に基づき、復興公営住宅の整備・管理を交付対象とする交付金は、当初、「長期避難者生活拠点形成交付金」として平成25年5月15日に要綱が制定されたが、平成26年2月28日に「福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)」として要綱が統合された。

生活拠点事業として、①災害公営住宅整備事業等、②災害公営住宅家賃低廉化事業、③東日本大震災特別家賃低減事業、が位置づけられるとともに、復興交付金の効果促進事業に相当する「避難者支援事業等」が位置づけられている。

地方負担の軽減と執行の弾力化・手続きの簡素化については、復興交付金と同様の制度設計である。

5 - 5 所得税等に係る課税の特例措置

被災者のための住宅団地等の用地確保を円滑に進めるため、用地を譲渡する者に対する課税の特例措置が講じられた。

1 2,000万円の特別控除

東日本大震災に係る特例措置

特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、平成28年3月31日までの間に、復興事業等の用に供するために地方公共団体等により買取られる場合には、土地等の譲渡所得について2,000万円の特別控除を適用する。

2 5,000万円の特別控除

租税特別措置法第33条第1項第1号、第2号、第4号

以下のような場合で、地方公共団体等により住宅団地の用地を買い取る際は、土地等の譲渡所得について5,000万円の特別控除を適用する。

- ①土地収用法、都市計画法等の規定に基づき収容される場合
 - 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 一団地の住宅施設(一団地における50戸以上の集団住宅等)
- ②収用権を背景に買い取られる場合(収用手続きを経ることを要しない)
 - 都市計画事業認可が行われている場合
 - 都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設(*) (一団地における50戸以上の集団団地等)のために買い取られる場合

(*)敷地の整備は事業施行者(地方公共団体)が行い、住宅施設の建設は被災者が行う場合も含む。
- ③50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買い取られる場合。
 - 災害公営住宅等の整備を行う場合